

Info
1

見逃さないで 子どもたちのSOS

11月は児童虐待防止推進月間です

児童虐待は子どもの命や心身の成長、人格形成に重大な影響を与えるため、できるだけ早期に発見・支援を行うことが求められています。いち早く行動することや社会全体で問題解決していくことが大切です。私たち一人ひとりが、子どもを優しく見守る社会を作りましょう。

問い合わせ 子育て応援課こども相談係(プラザけやき内☎35-0955)



189 (いちはやく) 気づいてあげて そのサイン

(令和6年度「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」最優秀作品標語)

これらはすべて児童虐待です



身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、
激しく揺さぶる、
やけどを負わせる、
屋外に締め出す
など



心理的虐待

暴言や無視をする、
子どもの目の前で
家族に対して暴力
をふるう(DV)
など



育児放棄

食事を与えない、
自宅に放置する、
受診・通学させない
など



性的虐待

わいせつな行為、
性的行為を見せる、
性関係の強要
など

■こんなサインは児童虐待かも

<保護者・家族の様子>

- ・子どもの養育に無関心
- ・泣いてもあやさない
- ・子どものみを家においたまま頻繁に外出する

<子どもの様子>

- ・親を怖がって、常に緊張した様子
- ・親と一緒にいる所を見かけない
- ・不自然な傷や打撲のあとがある
- ・着衣や体がいつも汚れている
- ・落ち着きがなく乱暴
- ・身長や体重が著しく小さかったり、少なかったりする

■相談・通告についてのQ&A

- Q.** 告げ口をしているようで連絡をためらいます。
- A.** 連絡することは虐待の犯人探しではありません。子どもを守ること、保護者や家族を救うことになります。
- Q.** 虐待があると思い通告しましたが、虐待でなかった場合どうなりますか。
- A.** 通告内容を虐待と決めつけず、虐待があるかどうかを慎重に調査します。その際、通告された人に通告の詳細を伝えることはありません。
- Q.** 「しつけのため」にやっていると言われた場合、虐待にあたりますか。
- A.** 子どもの立場に立って判断した時、子どもにとって心と身体を傷つけることであれば虐待にあたります。

児童虐待かもと思ったら
すぐに電話してください

児童相談所虐待対応ダイヤル
(24時間通話料無料)

※通告、相談は匿名で行うことができます。

いちはやく
189

困ったら近くの児童相談所へ

子育て応援課こども相談係(こども家庭センター)
☎35-0955 平日(午前8時15分~午後5時)

静岡県西部児童相談所

☎0538-37-2810 平日(午前8時30分~午後5時15分)